

介 護 保 険 福祉用具購入のQ&A



相模原市マスコットキャラクター
さがみん

令和6年4月改定版

目 次

1 制度に係るQ&A	
① 対象者について ② 支給額について ③ 対象用具について ④ 申請書類について ⑤ 申請書類の提出者について ⑥ 申請書類の提出期限について ⑦ 転居や介護度の上昇による支給額のリセットについて	1頁
⑧ 同一種目の再購入について ⑨ 申請書に記載する購入日について ⑩ 入院（所）中の購入について ⑪ 福祉用具の部品のみ購入について ⑫ ショートステイ先で使用するための購入について ⑬ インターネットでの購入について ⑭ 介護者の負担軽減を主目的とした購入について	2頁
⑮ 新規認定申請中の購入について ⑯ 購入後の転出について ⑰ ケアマネジャーがついていない場合の購入について ⑱ 支給申請前に被保険者が死亡した場合について ⑲ 領収書の宛名について ⑳ 負担割合の適用時点について ㉑ 貸与と販売の選択制における令和6年4月1日以降の利用者について ㉒ 貸与と販売の選択に係る情報提供と記録方法について	3頁
2 腰掛便座に係るQ&A	
① 洗浄機能付き補高便座について ② ビス等で固定する補高便座について ③ 水洗式ポータブルトイレについて ④ 暖房機能付き腰掛便座について ⑤ ポータブルトイレに補高便座を付ける場合について ⑥ リモコン付き補高便座について	4頁
3 自動排泄処理装置の交換可能部品に係るQ&A	
① 自動排泄処理装置本体について	5頁
4 排泄予測支援機器に係るQ&A	
① おむつ交換のための排泄予測支援機器について ② 排泄予測支援機器購入に係る申請書に添付する書類について	6頁
5 入浴補助用具に係るQ&A	
①、② すのこについて ③ 浴槽内いすについて ④ 滑り止めマットについて ⑤ 入浴用介助ベルトについて	7頁

6 移動用リフトのつり具部分に係るQ&A ① 移動用リフト本体について	8頁
7 スロープに係るQ&A ① 支給対象となるスロープについて ② スロープの複数個購入について ③ スロープの給付に係るサービス区分の判断基準について	9頁
8 歩行器に係るQ&A ① 支給対象となる歩行器について ② 歩行器の複数個購入について	10頁
9 歩行補助つえに係るQ&A ② 支給対象となる歩行補助つえについて ③ 歩行補助つえの複数個購入について	11頁

※厚生労働省の資料に基づき作成していますが、自治体ごとに判断を要する箇所につきましては、他自治体の見解と相違している場合もあります。内容については今後変更されることがあります。

1 制度に係るQ & A

① 対象者について

Q 1 : 対象者は誰ですか。

A 1 : 要介護（要支援）認定を受けている方が対象です。

② 支給額について

Q 2 : いくらまで支給されますか。

A 2 : 購入費（同一年度上限額10万円）の9割、8割又は7割です。
負担割合は、負担割合証をご確認ください。
なお、カタログの本体価格を超える分は支給対象になりません。

③ 対象用具について

Q 3 : 支給対象となる用具は何ですか。

A 3 : 腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、排泄予測支援機器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具部分、スロープ、歩行器及び歩行補助つえです。
なお、公益財団法人テクノエイド協会のホームページで区分が「販売」となっている福祉用具が支給対象となります。

④ 申請書類について

Q 4 : 申請に必要な書類は何ですか。

A 4 : 支給申請書、購入した用具のカタログ、請求書（内訳書）（受領委任払いの場合）及び領収書です。なお、用具の種類によっては、別に必要な書類もありますので、詳細は、別紙「介護保険福祉用具購入のてびき」をご確認ください。

⑤ 申請書類の提出者について

Q 5 : 被保険者が申請書類を提出することができないため、ケアマネジャーや特定福祉用具販売事業者が提出を代行してもいいですか。

A 5 : 被保険者の依頼により代行する場合は問題ありませんが、個人情報の取扱いにはご注意ください。

⑥ 申請書類の提出期限について

Q 6 : 申請書類の提出期限はいつですか。

A 6 : 領収日翌日から2年以内に提出してください。なお、毎月20日までに提出されたものを翌月末日に支払いしています。

例1) 3月20日に提出 ⇒ 4月末日に支払い

例2) 3月21日に提出 ⇒ 5月末日に支払い

⑦ 転居や介護度の上昇による支給額のリセットについて

Q 7 : 住宅改修のように、転居や介護度の上昇により支給額がリセットされることはありますか。

A 7 : 福祉用具購入は、転居や介護度が上昇しても支給額はリセットされません。

⑧ 同一種目の再購入について

Q 8 : 同一種目の再購入は認められますか。

A 8 : 原則認めません。ただし、過去に購入した福祉用具が破損した場合や、ロフトランド・クラッチやスロープのような種目の性質等から複数個の利用が想定される場合はこの限りではありません。再購入を希望される場合は、事前に市へご相談ください。

⑨ 申請書に記載する購入日について

Q 9 : 商品引渡し日と領収日が異なっていますが、申請書に記載する購入日はどちらの日付を記載すればよいですか。

A 9 : 領収日の日付を記載してください。

⑩ 入院（所）中の購入について

Q 10 : 入院（所）していますが、退院（所）に向けて福祉用具を購入した場合、支給対象になりますか。

A 10 : 入院（所）中に福祉用具を購入しても差し支えありませんが、支給申請は退院（所）後にしてください。
なお、特定施設に該当しない有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅に入居している場合は在宅扱いとなります。
※特定施設は、福祉用具が整備されていることが前提のため。

⑪ 福祉用具の部品のみ購入について

Q 11 : 福祉用具の部品のみを購入したいのですが、支給対象となりますか。

A 11 : 支給対象となります。

⑫ ショートステイ先で使用するための購入について

Q 12 : ショートステイ先で利用するための福祉用具購入は支給対象となりますか。

A 12 : 居宅で利用するための福祉用具購入のみ支給対象となりますので、ショートステイ先で利用するための福祉用具購入は支給対象外です。

⑬ インターネットでの購入について

Q 13 : インターネットで購入した福祉用具は支給対象となりますか。

A 13 : 福祉用具専門相談員から福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて購入しなければならないため、インターネットで購入した福祉用具は支給対象外となります。

⑭ 介護者の負担軽減を主目的とした福祉用具の購入について

Q 14 : 介護者の負担を軽減するために福祉用具を購入したいのですが、支給対象となりますか。

A 14 : 被保険者本人が自立した日常生活を営むことができるようになることを目的としておりますので、介護者の負担軽減を主目的とした購入は支給対象外となります。

⑮ 新規認定申請中の購入について

Q 1 5 : 新規認定申請中ですが、すぐに福祉用具が必要なので購入してもいいですか。

A 1 5 : 問題ありません。ただし、支給申請は認定結果がでたあとに行ってください。万が一、認定結果が非該当となった場合は、福祉用具購入に係る支給も対象外となりますのでご注意ください。

⑯ 購入後の転出について

Q 1 6 : 福祉用具購入後、支給申請をする前に転出してしまいました。申請書類は相模原市へ提出しますか。転出先の市町村へ提出しますか。

A 1 6 : 領収日時点で、住民登録地を置いていた市町村へ申請書類を提出してください。

⑰ ケアマネジャーがついていない場合の購入について

Q 1 7 : 福祉用具を購入したいのですが、ケアマネジャーがついていません。どうすればいいですか。

A 1 7 : お住まいを所管する地域包括支援センターへご相談ください。

⑱ 支給申請前に被保険者が死亡した場合について

Q 1 8 : 福祉用具購入後、支給申請をする前に被保険者が死亡してしまいましたが、支給申請はできますか。

A 1 8 : 領収日が死亡後だと、本人の被保険者資格がなくなり、本人が購入したことにならないため支給対象外となります。

⑲ 領収書の宛名について

Q 1 9 : 申請書類に添付する領収書の宛名は誰にすべきですか。

A 1 9 : 被保険者本人宛（フルネーム）をお願いします。

⑳ 負担割合の適用時点について

Q 2 0 : 負担割合はいつの時点で適用されますか。

A 2 0 : 領収日時点の負担割合を適用します。

㉑ 貸与と販売の選択制における令和6年4月1日（以下、「施行日」という）以前の利用者について

Q 2 1 : 施行日以前より、スロープ、歩行器、歩行補助つえを貸与している利用者は、施行日以後に販売することができるのか。

A 2 1 : できます。利用者が販売を希望する場合は、福祉用具貸与事業者、特定福祉用具販売事業者、居宅介護支援事業者において適切に連携してください。

㉒ 貸与と販売の選択に係る情報提供と記録方法について

Q 2 2 : 福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が提供する利用者の選択に当たって必要な情報とはどのようなものですか。また提供したという事実は何に記録すればよいですか。

A 2 2 : 利用者の選択に当たって必要な情報としては、利用者の身体状況の変化の見通しに関する医師やリハビリテーション専門職等から聴取した意見、貸与と販売それぞれの利用者負担額の違い、長期利用が見込まれる場合は販売の方が利用者負担額を抑えられること、国が示している福祉用具の平均的な利用月数等が考えられます。
なお、これらの情報を提供したという事実は、福祉用具貸与・販売計画又はモニタリングシート等に記録することが考えられます。

2 腰掛便座に係るQ & A

① 洗浄機能付き補高便座について

Q 1 : 洗浄機能付き補高便座は支給対象となりますか。

A 1 : テクノエイド協会で福祉用具購入の対象となっている商品の場合は支給対象となりますが、洗浄機能の付加を目的とした購入は支給対象外となります。

② ビス等で固定する補高便座について

Q 2 : ビス等で固定する必要がある補高便座は、福祉用具購入費と住宅改修どちらで支給申請すればよいですか。

A 2 : ビス等で固定する場合でも、住宅改修のような工事とは想定できないため、福祉用具購入費として支給申請してください。

③ 水洗式ポータブルトイレについて

Q 3 : 居室で使用できる水洗式ポータブルトイレは支給対象となりますか。

A 3 : 対象となります。ただし、設置に要する費用は支給対象外となります。

④ 暖房便座機能付き腰掛便座について

Q 4 : 暖房便座機能付き腰掛便座は支給対象となりますか。

A 4 : テクノエイド協会で福祉用具購入の対象となっている商品の場合は支給対象となりますが、暖房機能の付加を目的とした購入は支給対象外となります。

⑤ ポータブルトイレに補高便座を付ける場合について

Q 5 : ポータブルトイレの高さ調整のため補高便座を購入したいのですが、支給対象となりますか。

A 5 : 補高便座は洋式便座の上に置いて高さを調整するためのものですので、支給対象外となります。

① リモコン付き補高便座について

Q 6 : リモコン付き補高便座は支給対象となりますか。

A 6 : 便座部分は支給対象となりますが、リモコン部分は支給対象外となります。
※二つ以上の機能を有する福祉用具で、それぞれの機能を有する部分が区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに一つの福祉用具と判断しております。

3 自動排泄処理装置の交換可能部品に係るQ & A

① 自動排泄処理装置本体について

Q 1 : 自動排泄処理装置本体は支給対象となりますか。

A 1 : 自動排泄処理装置本体は貸与品のため支給対象外となります。

4 排泄予測支援機器に係るQ & A

① おむつ交換のための排泄予測支援機器について

Q 1 : おむつ交換の時期を把握するために排泄予測支援機器を購入したいのですが、支給対象となりますか。

A 1 : 排泄予測支援機器は、トイレでの自立に向けた排泄を促すことを目的としておりますので、おむつ交換の時期を把握するための購入は、支給対象外となります。

② 排泄予測支援機器購入に係る申請書に添付する書類について

Q 2 : 排泄予測支援機器購入に係る申請書に添付する「トイレで排尿することが見込める者であることが確認できる書類」とは何ですか。

A 2 : 介護認定審査における主治医の意見書、サービス担当者会議等における医師の所見、介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見、個別に取得した医師の診断書等です。

5 入浴補助用具に係るQ & A

① すのこについて

Q1：加工したすのこを取り付ける場合、加工費や工事費は支給対象となりますか。

A1：支給対象外となります。なお加工されたすのこ本体代は、カタログの本体価格に基づき支給額を算出します。

② すのこについて

Q2：すのこを洗い場の利用する部分のみ敷く場合でも支給対象となりますか。

A2：すのこは、一部分に敷くことにより新たな段差が生じないように、原則、洗い場全体に敷いていただきます。ただし、全体に敷くことで不都合が生じる場合にはこの限りではありませんので、事前に市へご相談ください。

③ 浴槽内いすについて

Q3：浴槽内いすを浴槽の内用と外用で1台ずつ購入した場合、支給対象となりますか。

A3：支給対象となります。

④ 滑り止めマットについて

Q4：段差解消を目的とした滑り止めマットは支給対象となりますか。

A4：段差解消を目的とした場合でも、滑り止めマットはすのこではないため、支給対象外となります。

⑤ 入浴用介助ベルトについて

Q5：入浴用介助ベルトは、介護者用と介助者用のそれぞれ支給対象となりますか。

A5：支給対象となります。

6 移動用リフトのつり具部分に係るQ&A

① 移動用リフト本体について

Q 1 : 移動用リフト本体は支給対象となるか。

A 1 : 移動用リフト本体は貸与品のため支給対象外となります。

7 スロープに係るQ&A

① 支給対象となるスロープについて

Q 1 : 支給対象となるスロープはどのようなものか。

A 1 : 主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上、設置や撤去、持ち運びができる可搬型ものは除きます。
支給対象かどうか判断に困る場合は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページで区分が「販売」となっているかをご確認ください。

② スロープの複数個購入について

Q 2 : スロープは複数個購入してもよいですか。

A 2 : 利用者の身体状況や用具の性質等から複数個の利用が想定されるため、複数個の購入を認めます。ただし、申請書の福祉用具が必要な理由欄に複数個の購入が必要な理由を記載してください。

③ スロープの給付に係るサービス区分の判断基準について

Q 2 : スロープは、どのような基準に基づいて「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」、「住宅改修」に区分し給付すればよいですか。

A 2 : 取付けに際し、工事を伴う場合は住宅改修とし、工事を伴わない場合は福祉用具貸与又は特定福祉用具販売とする。

8 歩行器に係るQ & A

① 支給対象となる歩行器について

Q 1 : 支給対象となる歩行器はどのようなものか。

A 1 : 脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターがついている歩行車は除きます。
支給対象かどうか判断に困る場合は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページで区分が「販売」となっているかをご確認ください。

② 歩行器の複数個購入について

Q 2 : 歩行器は複数個購入してもよいですか。

A 2 : 利用者の身体状況や用具の性質等から複数個の利用が想定されるため、複数個の購入を認めます。ただし、申請書の福祉用具が必要な理由欄に複数個の購入が必要な理由を記載してください。

9 歩行補助つえに係るQ & A

① 支給対象となる歩行補助つえについて

Q 1 : 支給対象となる歩行補助つえはどのようなものか。

A 1 : カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限ります。

支給対象かどうか判断に困る場合は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページで区分が「販売」となっているかをご確認ください。

③ 歩行補助つえの複数個購入について

Q 2 : 歩行補助つえは複数個購入してもよいですか。

A 2 : 利用者の身体状況や用具の性質等から複数個の利用が想定されるため、複数個の購入を認めます。ただし、申請書の福祉用具が必要な理由欄に複数個の購入が必要な理由を記載してください。